

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障がい者に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、身体障がい者に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県直方市長

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・身体障害者福祉法(以下「法」)第15条第1項の身体障がい者手帳の交付の申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答 ・法第16条第1項又は第2項の身体障がい者手帳の返還 ・法施行令第9条第1項の身体障がい者手帳交付台帳の整備 ・法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答 ・法施行令第10条第1項又は第3項の身体障がい者手帳の再交付
③システムの名称	1. 心身障害者台帳システム 2. 障害者総合支援システム 3. 統合宛名管理・情報連携インターフェースシステム 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・心身障害者台帳情報ファイル ・障害者総合支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番11, 12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村、都道府県」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係」が含まれる項 (27,28,31,54,55,56の2,79,106の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村、都道府県」の項のうち、事務の内容に障害者関係が含まれる項 (20の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 子育て・障がい支援課 障がいサービス係
②所属長の役職名	子育て・障がい支援課長
6. 他の評価実施機関	
福岡県	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 市民部 子育て・障がい支援課 障がいサービス係 電話0949(25)2139

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]